

一般事業主行動計画

社員が仕事と生活の調和を図れ、それにより労働意欲および生産性が向上するよう、働きやすい職場環境を更に整備する。そのため、以下のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間；平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日
2. 内 容；

《目標》：長時間労働防止により、働きやすい職場環境を更に整備する。

<対策>

- 労働時間管理の更なる意識向上に向け、サービス管理システムを変更する。
- 現行制度（時差勤務）の活用を促進する。
- 長時間労働防止に向けたポスターを作製・掲示し意識啓発を行う。
- 継続して新任管理職へサービス管理研修を実施し、労働時間管理に関する意識向上を図る。
- 厚生労働省からのパンフレット等を、社内イントラネットを通じ社員へ提供し、連続休暇の取得促進を図る。

以上